

# くらしとこころの相談会

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類されて平常な生活に戻ったように見えますが、元の生活に戻っていない方もおられるのではないのでしょうか。

保健所では、くらしとこころの相談会を開催しますので、日々の生活でお困りごとがあれば、相談してみても。相談室の都合上、事前の申込みが必要です。

申込期間 令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月17日（金）

申込先 京都府乙訓保健所 福祉課

TEL: 075-933-1154 FAX: 075-932-6910

yamashin-ho-oto-fukushi@pref.kyoto.lg.jp

## くらしとこころの相談会(事前予約制)

- 期 間 令和5年11月27日(月)～ 令和5年12月1日(金)  
午後6時～午後8時30分(一つの相談につき約30分)
- 場 所 京都府乙訓保健所(相談者ごとに部屋を分けます)
- 内 容 ①生活支援相談(保健所、大山崎町社会福祉協議会)  
②貸付償還猶予相談(大山崎町社会福祉協議会)  
③家計相談(専門相談員)  
④法律相談(弁護士)  
⑤就労相談(ハローワーク、京都自立就労サポートセンター)  
⑥労働問題の相談(社会保険労務士)  
⑦こころの相談(臨床心理士、臨床宗教師、保健所)  
⑧その他 ※複数選択可、相談内容の秘密は守られます。

☆問合せ先 京都府乙訓保健所 福祉課 TEL:075-933-1154